審　査　基　準

令和６年１２月１２日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第３１条の２３において準用する第１０条の２第１項
処 分 の 概 要	特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）	東京都公安委員会
法 令 の 定 め	○　風俗営業等適正化法 第３１条の２３において準用する第１０条の２第２項（認定申請の手続） ○　風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令 第２１条において準用する第５条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） ○　風俗営業等適正化法施行規則 第９２条において準用する第２４条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準） 第９３条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審　査　基　準	風俗営業等適正化法第３１条の２３において準用する第１０条の２第１項第２号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間	認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、営業所の実態調査を行った日から３０日以内を目安とする（行政庁の休日は含まない。）。
申　　請　　先	営業所を管轄する警察署の生活安全課
問　合　せ　先	同　　上
備　　考	法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和４年４月１日警察庁生活安全局）第１６及び第２６を参照すること。